

○神戸学院大学利益相反マネジメント委員会規程

2016年4月28日

制定

神戸学院大学利益相反マネジメント委員会規程(2009年9月24日制定)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸学院大学利益相反マネジメント規則第5条の規定に基づき、神戸学院大学利益相反マネジメント委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定める。

(審議)

第2条 委員会は、学長の委嘱を受けて次の事項を審議し、その内容を学長に報告する。

- (1) 利益相反マネジメントに係る施策の策定に関する事項
- (2) 利益相反に関する個々の案件の審査及び措置に関する事項
- (3) 職員からの異議申立に関する事項
- (4) 利益相反に関する社会への情報公開に関する事項
- (5) 利益相反マネジメントのための調査及び相談に関する事項
- (6) 利益相反マネジメントに関連する基本方針、規則、基準等に関する事項
- (7) その他、学長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、学長が委嘱する次の委員をもって組織する。

- (1) 副学長又は学長補佐 1名
- (2) 各学部及び全学教育推進機構から選出された者 各1名
- (3) 研究支援センター所長
- (4) 総務部長
- (5) 委員長が指名する学外の有識者 若干名

2 委員会には委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は副学長又は学長補佐をもって充て、副委員長は研究支援センター所長をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期途中で交代した場合には、受任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めた場合には、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 直接の利害関係を有する委員は、当該審議に加わるできない。

(事務)

第6条 委員会の事務は、研究支援グループにおいて行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、2016年4月28日から施行する。